

沖縄県の「まん延防止等重点措置」実施に伴う 沖縄・地域安全パトロール隊のパトロールについて

沖縄総合事務局では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、沖縄県の「まん延防止等重点措置」実施に伴い、下記のとおり沖縄・地域安全パトロール隊のパトロールに取り組むこととしました。

記

(1) 目的

沖縄・地域安全パトロール隊のパトロールが、沖縄県における犯罪抑止及び新型コロナウイルス感染症対策に寄与することを目的とする。

(2) 実施期間

令和3年4月12日（月）から5月5日（水）までの間とする
※実施期間は、「まん延防止等重点措置」の期間中とする。

(3) 内容

- ・ 「まん延防止等重点措置」実施で営業時間短縮や外出自粛の要請が行われている中、沖縄・地域安全パトロール隊の各パトロール車両に割り当てられたエリアにおいて、飲食店等が多く立地する繁華街をより重点的に巡回する。
- ・ 空き巣や不審者の抑止等を図るための上記の重点的なパトロールを通じて、沖縄県における新型コロナウイルス感染症対策に協力する。
- ・ これまでどおり学校や公園などの巡回も引き続き実施する。

本件問合せ先：

内閣府沖縄総合事務局

総務部 安心・安全対策推進官

下地 義弘

電話 098-866-0066（直通）

FAX 098-860-1000